

兵庫県公報

令和5年9月12日 火曜日 第447号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 令和5年度第3回及び第4回危険物取扱者試験の実施（消防保安課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	7
○ 保安林の指定予定（治山課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	8
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	8
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	8
○ 空家等活用促進特別区域の指定（住宅政策課）	9
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	9
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	9
○ 道路の位置指定の取消し（但馬県民局）	9
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	10
○ 落札者等の公示（物品管理課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	11
○ 同 上（淡路県民局）	11
警察本部公告	
○ 入札公告	12

告 示

兵庫県告示第930号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

令和5年11月26日（日） 神戸市、姫路市、西宮市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

令和6年3月3日（日） 神戸市、姫路市、明石市及び西宮市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2-1-63
姫路	姫路ハーベスト医療福祉専門学校	姫路市南駅前町91-6
	(11月26日) 姫路獨協大学	同 市上大野7丁目2-1
	(3月3日) BIZ SPACE HIMEJI	同 市本町127大手前ダイネンBLD. II
	(3月3日) 姫路商工会議所	同 市下寺町43
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
豊岡	(11月26日) 県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
丹波篠山	(11月26日) 県立篠山産業高等学校	丹波篠山市郡家403-1
洲本	(11月26日) 洲本商工会議所	洲本市本町4-5-3
明石	(3月3日) 神戸学院大学有瀬キャンパス	神戸市西区伊川谷町有瀬518

3 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 申請方法

受付期間内に受験願書を一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部に申請する。

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県危機管理部消防保安課及び各県民局・県民センターにおいて、配布する。

詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

(7) 11月26日の試験

令和5年10月6日（金）から同月13日（金）まで

(4) 3月3日の試験

令和6年1月15日（月）から同月22日（月）まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること（受付最終日消印有効）。

(2) 電子申請（インターネットによる申請）

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

(7) 11月26日の試験

令和5年10月3日（火）午前9時から同月10日（火）午後5時まで

(4) 3月3日の試験

令和6年1月12日（金）午前9時から同月19日（金）午後5時まで

4 問合せ先

(1) 試験全般（電子申請を除く。）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078) 385-5799

(2) 電子申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

電話 (0570) 07-1000

~~~~~

兵庫県告示第931号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員（退任）の届出があった。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県鮎屋川土地改良区

退任役員

| 役員<br>の区分 | 氏名   | 住所         |
|-----------|------|------------|
| 理事        | 滝本 守 | 洲本市鮎屋299番地 |



兵庫県告示第932号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員（退任及び就任）の届出があった。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

平野土地改良区

退任役員

| 役員<br>の区分 | 氏名     | 住所             |
|-----------|--------|----------------|
| 理事        | 西本 隆好  | 三田市下相野1187番地   |
| 同         | 佐原 光久  | 同 市下相野1416番地   |
| 同         | 藪田 明   | 同 市下相野1741番地1  |
| 同         | 青壁 悦夫  | 同 市下相野1416番地   |
| 同         | 吉井 福德  | 同 市下相野1534番地66 |
| 監事        | 川邊 元   | 同 市下相野1416番地   |
| 同         | 竹ヶ鼻 啓維 | 同 市下相野1416番地   |

就任役員

| 役員<br>の区分 | 氏名     | 住所             |
|-----------|--------|----------------|
| 理事        | 西本 隆好  | 三田市下相野1187番地   |
| 同         | 佐原 光久  | 同 市下相野1416番地   |
| 同         | 藪田 明   | 同 市下相野1741番地1  |
| 同         | 青壁 悦夫  | 同 市下相野1416番地   |
| 同         | 吉井 福德  | 同 市下相野1534番地66 |
| 監事        | 川邊 元   | 同 市下相野1416番地   |
| 同         | 竹ヶ鼻 啓維 | 同 市下相野1416番地   |



兵庫県告示第933号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員（退任及び就任）の届出があった。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

伊丹市森本井土地改良区

退任役員

| 役員<br>の区分 | 氏名    | 住所           |
|-----------|-------|--------------|
| 理事        | 阪部 雅夫 | 伊丹市森本4丁目89番地 |

就任役員

| 役員<br>の区分 | 氏名    | 住所            |
|-----------|-------|---------------|
| 理事        | 阪部 忠司 | 伊丹市森本5丁目22番地2 |



**兵庫県告示第934号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**神吉大池土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事   | 原 淳 一   | 加古川市西神吉町宮前678番地   |
| 同     | 植 原 章 五 | 同 市東神吉町神吉1713番地   |
| 同     | 井 上 正 幸 | 同 市西神吉町宮前469番地    |
| 同     | 神 吉 敏 明 | 同 市東神吉町神吉1908番地   |
| 同     | 富 木 茂 樹 | 同 市西神吉町鼎642番地     |
| 同     | 田 中 登   | 同 市西神吉町西村222番地の2  |
| 同     | 大 西 勝 善 | 同 市東神吉町神吉1059番地   |
| 同     | 金 川 卓 也 | 同 市東神吉町天下原55番地の2  |
| 同     | 清 野 治 明 | 同 市西神吉町鼎794番地     |
| 同     | 釜 江 義 明 | 同 市西神吉町中西299番地    |
| 監 事   | 長 井 義 弘 | 同 市東神吉町天下原542番地の1 |
| 同     | 神 吉 照 明 | 同 市東神吉町神吉1605番地   |
| 同     | 佐 伯 眞 究 | 同 市西神吉町宮前655番地    |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事   | 植 原 章 五 | 加古川市東神吉町神吉1713番地  |
| 同     | 大 西 勝 善 | 同 市東神吉町神吉1059番地   |
| 同     | 神 吉 敏 明 | 同 市東神吉町神吉1908番地   |
| 同     | 長 井 義 弘 | 同 市東神吉町天下原542番地の1 |
| 同     | 井 上 正 幸 | 同 市西神吉町宮前469番地    |
| 同     | 原 淳 一   | 同 市西神吉町宮前678番地    |
| 同     | 堀 田 章 二 | 同 市西神吉町鼎47番地      |
| 同     | 富 木 茂 樹 | 同 市西神吉町鼎642番地     |
| 同     | 田 中 富三雄 | 同 市西神吉町大国582番地の2  |
| 同     | 塩 谷 直 士 | 同 市西神吉町中西250番地    |
| 監 事   | 佐 伯 眞 究 | 同 市西神吉町宮前655番地    |
| 同     | 神 吉 義 明 | 同 市東神吉町神吉1324番地   |
| 同     | 野 村 和 秋 | 同 市西神吉町鼎208番地の1   |



**兵庫県告示第935号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**篠山川沿岸土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所          |
|-------|---------|--------------|
| 理 事   | 小 西 隆 紀 | 丹波篠山市魚屋町23番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 大 上 和 則 | 丹波篠山市今田町下立杭217番地 |

兵庫県告示第936号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

本郷土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 細 見 英 喜 | 丹波篠山市本郷886番地  |
| 同     | 橋 本 松 男 | 同 市本郷15番地 1   |
| 同     | 羽 馬 幸 夫 | 同 市本郷375番地 1  |
| 同     | 中 山 高 弘 | 同 市本郷462番 1 地 |
| 同     | 山 根 定 城 | 同 市本郷902番地 2  |
| 同     | 森 本 一 志 | 同 市本郷1064番地 1 |
| 同     | 森 口 昌 英 | 同 市本郷236番地    |
| 監 事   | 山 内 進   | 同 市本郷1308番地 1 |
| 同     | 細 見 敏 之 | 同 市本郷1073番地   |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 細 見 英 喜 | 丹波篠山市本郷886番地  |
| 同     | 中 井 孝 弘 | 同 市本郷693番地 1  |
| 同     | 中 山 高 弘 | 同 市本郷462番 1 地 |
| 同     | 橋 本 松 男 | 同 市本郷15番地 1   |
| 同     | 森 口 昌 英 | 同 市本郷236番地    |
| 同     | 森 本 一 志 | 同 市本郷1064番地 1 |
| 同     | 山 根 定 城 | 同 市本郷902番地 2  |
| 監 事   | 荒 山 浩 文 | 同 市本郷366番地 1  |
| 同     | 山 内 進   | 同 市本郷1308番地 1 |

兵庫県告示第937号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

上八木土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 柏 木 啓 伸 | 南あわじ市八木養宜上334番地 |
| 同     | 柏 木 千 生 | 同 市八木養宜上212番地   |
| 同     | 藤 江 信 明 | 同 市八木養宜上618番地   |
| 同     | 出 口 平   | 同 市八木養宜上447番地 2 |
| 同     | 門 田 規 秀 | 同 市八木養宜上454番地 1 |
| 同     | 山 本 好 宏 | 同 市八木養宜上373番地   |
| 同     | 柏 木 勝 洋 | 同 市八木養宜上274番地   |
| 同     | 藤 江 俊 昭 | 同 市八木養宜上40番地 3  |
| 同     | 柏 木 英 美 | 同 市八木養宜上404番地   |
| 同     | 柏 木 皓   | 同 市八木養宜上195番地   |
| 同     | 細 川 和 良 | 同 市八木養宜上1563番地  |

|       |         |                  |                     |
|-------|---------|------------------|---------------------|
| 同     | 細 川 幸 男 | 同                | 市八木養宜中347番地 3       |
| 同     | 前 川 長 弘 | 同                | 西宮市樋ノ口町1丁目1番26—403号 |
| 同     | 野 口 哲 司 | 同                | 南あわじ市八木野原106番地 4    |
| 同     | 片 井 爲 雄 | 同                | 市八木野原314番地          |
| 監 事   | 細 川 浩 二 | 同                | 市八木養宜上1568番地 1      |
| 同     | 福 田 政 昭 | 同                | 市八木養宜上271番地 1       |
| 同     | 柏 木 昌 廣 | 同                | 市八木養宜上225番地         |
| 就任役員  |         |                  |                     |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |                     |
| 理 事   | 藤 江 知 也 | 南あわじ市八木養宜上616番地  |                     |
| 同     | 喜 田 利 明 | 同 市八木養宜上437番地    |                     |
| 同     | 坂 本 安 弘 | 同 市八木養宜上457番地    |                     |
| 同     | 前 田 充 康 | 同 市八木養宜上389番地    |                     |
| 同     | 柏 木 剛   | 同 市八木養宜上394番地    |                     |
| 同     | 橋 本 努   | 同 市八木養宜上285番地    |                     |
| 同     | 石 上 達 也 | 同 市八木養宜上407番地 2  |                     |
| 同     | 山 田 和 弘 | 同 市八木養宜上242番地    |                     |
| 同     | 柏 木 宗   | 同 市八木養宜上227番地    |                     |
| 同     | 細 川 知 大 | 同 市八木養宜中347番地    |                     |
| 同     | 細 川 博 史 | 同 市八木養宜上1593番地 1 |                     |
| 同     | 宮 崎 圭 将 | 同 市八木養宜上1029番地19 |                     |
| 同     | 堀 川 博 久 | 同 市八木野原221番地     |                     |
| 同     | 堀 川 順 史 | 同 市八木野原312番地     |                     |
| 監 事   | 市 川 雄 三 | 同 市八木養宜上443番地    |                     |
| 同     | 橋 本 浩 嗣 | 同 市八木養宜上1114番地 1 |                     |
| 同     | 秀 道 晴   | 同 市八木養宜上175番地 2  |                     |



**兵庫県告示第938号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**ちひろ土地改良区**

|       |         |                 |  |
|-------|---------|-----------------|--|
| 退任役員  |         |                 |  |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |  |
| 理 事   | 森 本 盛 正 | 淡路市岩屋3329番地 8   |  |
| 同     | 古 川 満 男 | 同 市岩屋1149番地     |  |
| 同     | 森 本 榮 藏 | 同 市岩屋2233番地     |  |
| 同     | 木 下 種   | 同 市岩屋511番地 1    |  |
| 同     | 栗 山 英 一 | 同 市楠本2431番地 4   |  |
| 同     | 坂 田 正 志 | 同 市楠本1905番地     |  |
| 同     | 谷 山 正 直 | 同 市楠本1692番地     |  |
| 監 事   | 木 村 長 和 | 尼崎市昭和南通9丁目249番地 |  |
| 同     | 水 谷 知 和 | 淡路市楠本106番地 1    |  |
| 同     | 谷 山 秀 夫 | 同 市楠本1508番地 1   |  |

|       |         |               |  |
|-------|---------|---------------|--|
| 就任役員  |         |               |  |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所           |  |
| 理 事   | 森 本 盛 正 | 淡路市岩屋3329番地 8 |  |
| 同     | 古 川 満 男 | 同 市岩屋1149番地   |  |
| 同     | 森 本 榮 藏 | 同 市岩屋2233番地   |  |

|    |      |   |                 |
|----|------|---|-----------------|
| 同  | 木下種  | 同 | 市岩屋511番地1       |
| 同  | 栗山英一 | 同 | 市楠本2431番地4      |
| 同  | 坂田正志 | 同 | 市楠本1905番地       |
| 同  | 谷山正直 | 同 | 市楠本1692番地       |
| 監事 | 木村長和 |   | 尼崎市昭和南通9丁目249番地 |
| 同  | 水谷知和 |   | 淡路市楠本106番地1     |
| 同  | 谷山秀夫 | 同 | 市楠本1508番地1      |
| 同  | 大畑和典 | 同 | 市岩屋661番地        |



**兵庫県告示第939号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日    |
|----------|----------|
| 水足土地改良区  | 令和5年7月6日 |



**兵庫県告示第940号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町赤花字菅谷116の2、字段ノ垣南側130の3、130の6、130の7
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第941号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町虫生字奥山34の1、34の10、字大虫生51の1の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第942号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

伊丹市瑞原四丁目1番1の一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第943号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、令和5年9月12日から2週間、兵庫県土木部道路企画課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 | 路線名   | 区間                            | 指定の部分 | 備考 |
|-------|-------|-------------------------------|-------|----|
| 一般県道  | 黒石三田線 | 三田市駅前町74番8から<br>同 市駅前町463番4まで | 上り線   |    |



**兵庫県告示第944号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年9月12日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                 |    |                  |              |           |
|--------------|---------------------------------------|----|------------------|--------------|-----------|
|              | 区間                                    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考        |
| 県道<br>上内膳塩尾線 | 洲本市上内膳字畑尻448番1から<br>同 市下内膳字リウセン72番1まで | 旧  | 15.0から<br>18.0まで | 88.0         |           |
|              |                                       | 新  | 15.0から<br>20.0まで | 88.0         | 一部<br>予定地 |



兵庫県告示第945号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）第10条第1項の規定により、次のとおり空家等活用促進特別区域を指定した。

その関係図書は、兵庫県庁及び加西市役所において縦覧に供する。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 空家等活用促進特別区域の名称  
加西市宇仁地区
- 2 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域  
加西市鍛冶屋町、油谷町、田谷町、国正町、小印南町及び青野町の全部

兵庫県告示第946号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和5年9月12日

兵庫県阪神北県民局長 宮口美範

- 1 重要調整池の所在地  
宝塚市切畑字検見1番20、1番27、1番39
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称            | 住所                | 代表者の氏名                       |
|---------------|-------------------|------------------------------|
| 切畑太陽光発電所第1調整池 | 大阪市北区梅田1丁目1番3号 大阪 | 株式会社ハウスプロデュース<br>代表取締役 河合 孝彦 |
| 切畑太陽光発電所第2調整池 | 駅前第3ビル24階         |                              |

兵庫県告示第947号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                                     | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------------------------|--------------|--------------|
| 第R04中播位置<br>0009号 | 5.8.29           | たつの市誉田町福田字小川原433番1の一部、433番4の一部、434番の一部 | 5.00         | 49.95        |

兵庫県告示第948号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 取消番号               | 取消年月日<br>(令和年月日) | 位置               | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|--------------------|------------------|------------------|--------------|--------------|
| 第R05但馬位置<br>廃0001号 | 5.8.30           | 豊岡市九日市下町字中荒原125番 | 4.00         | 54.50        |

公 告

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年9月12日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
県税に係る収納・課税データ作成業務等
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21番1
- 5 随意契約に係る契約金額  
96,397,472円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年9月12日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
建設雪寒機械（除雪スノーバ3.5メートル級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年7月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社加藤製作所  
東京都品川区東大井1-9-37
- 5 落札金額  
85,800,000円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和5年6月20日

~~~~~  
落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年9月12日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
建設雪寒機械（除雪トラック7トン級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月28日
- 4 落札者の名称及び住所
UDトラックス株式会社神戸カスタマーセンター
神戸市東灘区魚崎南町2丁目19番25号
- 5 落札金額
34,100,000円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年6月20日

~~~~~  
**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市別所町高木字中島123番1、123番2の一部、125番1、126番1、126番2の一部、126番3から126番6まで、127番の一部、128番の一部、129番2の一部、126番2地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都中央区京橋三丁目1番1号  
ブリヂストンタイヤソリューションジャパン株式会社 代表取締役 久米伸吾
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年6月8日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-20-2号（4三木）

~~~~~  
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
洲本市納字横竹295番1、297番、298番、306番、308番2、312番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
洲本市納319番地
淡路共正陸運株式会社 代表取締役 尾上昌史
- 3 許可年月日及び許可番号

令和5年2月15日
兵庫県指令淡路(洲土)(建)第1-1号(4洲本)

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年9月12日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

1 調達内容

- (1) 件名
PⅢ改ざん防止画像管理システム賃貸借
- (2) 契約内容
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和6年1月31日(水)
- (4) 賃貸借期間
令和6年2月1日(木)から令和11年1月31日(水)まで
- (5) 納入場所
仕様書のとおり
- (6) 入札方法
前記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 森元
電話 (078) 341-7441 内線2253
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和5年9月12日(火)から同月26日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和5年10月24日(火)午前10時 兵庫県警察本部4階入札室
- (4) 入札書の提出期限

前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和5年10月23日（月）午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の入札保証金を令和5年10月20日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（月額賃貸借料金（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に予定月数を乗じて得た額）の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和5年9月26日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和5年10月31日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Murai Toshiyuki, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:
The lease of Tamper Prevention Image Management System for Police Integrated Information Infrastructure
- (3) Lease period:
From February 1, 2024 through January 31, 2029
- (4) Lease place:
Hyogo Prefectural Police HQ
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 September 26, 2023
- (6) Deadline for tender:
17:00 October 23, 2023 by mail
10:00 October 24, 2023 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms. Morimoto, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext. 2253